



保険金を受領したときの課税関係

保険金を受領したときには、税金がかかる場合があります。課税される税金は「所得税・住民税」、「相続税」、「贈与税」になりますが、どの税金の対象になるかは「保険金などの種類（死亡保険金・満期保険金・年金）」や「契約形態（契約者・被保険者・受取人の関係）」によって異なります。

(1) 死亡保険金を受け取ったとき

死亡保険金の課税関係については、次のとおりになります。

死亡保険金の課税関係			
保険料の負担者 (契約者)	被保険者	保険金受取人	税金の種類
甲	甲	甲の相続人	相続税（非課税枠適用あり）
甲	甲	甲の相続人以外	相続税（非課税枠適用なし）
甲	乙	甲	所得税・住民税
甲	乙	丙	贈与税

(2) 満期保険金を受け取ったとき

満期保険金の課税関係については、次のとおりになります。

満期保険金等の課税関係		
保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
甲	甲	所得税・住民税
甲	乙	贈与税

契約者と満期保険金受取人が同一人でも「金融類似商品」に該当する場合は、源泉分離課税となり、その税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）です。

金融類似商品に該当する主なものは、以下になります。

- ・5年以内に満期になる一時払養老保険や一時払損害保険など
- ・5年を超える契約でも、一時払養老保険、一時払変額保険（有期型）、一時払の個人年金保険や一時払の変額個人年金保険（いずれも確定年金の場合）を契約から5年以内に解約した場合